

介護保険システム等標準化検討会

指定都市要件検討分科会の進め方 （事務局案）

令和5年9月15日

事務局提出資料

1. 指定都市要件検討分科会の設置に至る経緯

- 介護保険システム等標準化検討会第1回(令和5年5月25日開催)で提示した主な検討論点のうち、指定都市に係る要件は、以下のとおりとなっております。 ※黄色マーカーの箇所

・指定都市要件の「成案」で、第2.1版に反映済の機能(16件)について、指定都市以外の市区町村への適用

「標準仕様の指定都市における課題等検討会」による対応ではあるが、指定都市に限定されない要件も多数見受けられたところ、反映にあたってはWTにおける検討や全国意見照会を行えなかったことから指定都市のみの要件として第2.1版に反映しているため。

・指定都市要件の「再検討」(145件)について、必要な要件を追加

上記について、「改定の時期は、令和5年度中(予定)」としている。

- 「再検討」等に関する指定都市要件の検討は、デジタル庁より各業務の検討会において検討することとされていることを踏まえ、具体的な進め方について調整を進めてまいりました。

- 指定都市要件の検討においては、厚生労働省と調整し、生田座長と協議の上、指定都市要件に係る構成員により効果的に検討が行えるように、指定都市要件検討分科会を設置することといたしました。

介護保険システム等標準化検討会 開催要綱 ※抜粋 黄色マーカー箇所

6 その他

- (1) 介護保険システム等標準化検討会、ワーキングチーム及びベンダ分科会の庶務は、「地方自治体における情報システム(介護保険)の標準仕様書改定に向けた調査研究等」の受託事業者である日本コンピューター株式会社が事務局として処理する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、介護保険システム等標準化検討会、ワーキングチーム及びベンダ分科会の運営その他必要な事項は座長が定める。

2. 指定都市要件検討分科会の運営概要①

○ 指定都市要件検討分科会の構成員及びオブザーバ等は、以下の構成で参加調整を進めております。

分類	構成員等	選定の考え方
有識者	生田氏(座長)、後藤氏	検討会の有識者も構成員とする
自治体	横浜市、川崎市、名古屋市、 大阪市、堺市、神戸市	効果的に議論するために、検討会構成員である川崎市の他に、これまでの意見照会にて多くの意見をいただいた自治体等から、分科会への参加を打診し承諾をいただけた5市を加えた6市とする
ベンダ	日本電気株式会社 株式会社日立システムズ 富士通Japan株式会社	検討会のベンダ構成員8社のうち、指定都市に対して標準準拠システムの対応を予定している3社とする
オブザーバ	デジタル庁、総務省、 厚生労働省	検討会と同様とするが、参加は任意とする
議事進行	事務局	検討会と同様とする

- ※ 自治体構成員とはならない指定都市については、全国意見照会(令和6年1月予定)にて確認をしていただく。
合わせて、ベンダ構成員に含まれていない指定都市向けの標準化対応をされるベンダに対しては、現行の指定都市より当該ベンダに対して、必要に応じて確認をしていただく。
- ※ 指定都市以外の市町村へ適用する機能の選定については、指定都市要件が固まった後、別途従来のWTにおいて検討する。
この際、ベンダ構成員に対しても確認する。
- ※ 指定都市要件検討分科会の開催要綱、構成員名簿は別途作成する。

2. 指定都市要件検討分科会の運営概要②

○ 指定都市要件の要件整理における前提

令和7年度末までに標準準拠システムへ移行する必要があることや、議論を前進させる必要があることから、検討対象とする要件や内容については、事前に、以下の考え方により事務局において整理しております。

No	整理の前提内容	理由・補足
1	<u>原則帳票レイアウトを定めないこととしている一 覧帳票等の追加や、標準化の対象外としてい る市町村独自の助成事業に関する要件等は、 検討の対象外</u> としている。	<一覧帳票等について> 介護保険システム標準仕様書【第2.1版】(本編)「第3章 機能・帳票要件 1. 機能・ 帳票要件「(3)一覧管理機能について」および「(6)外部帳票と内部帳票について」 にて、標準仕様として定めないことを記載している。 <市町村独自の助成事業に関する要件等について> 介護保険システム標準仕様書【第2.1版】(本編)第1章 本仕様書について 2. 対象 (2)対象分野(P6)にて標準化範囲外とすることを記載しており、独自施策システム の構築で対応は可能となっている。 どうしても検討対象にする必要があるものは、令和8年度以降の検討とする。
2	<u>帳票追加に関する意見のうち、外部帳票に位 置づけられる帳票は、協力いただける指定都 市にてレイアウト案等を準備いただける場合に 限り、事務局にて帳票レイアウト等を用意する。</u> 協力いただけない・準備いただけない場合は、 検討の対象外とする。	これまでの検討においては外部帳票は省令様式や参考様式等として、厚生労働省 より示された帳票レイアウトを基に作成し意見照会等を経て、標準仕様として規定済 である。 今回「再検討」で上げられている帳票は参考様式等のレイアウトは示されておらず、 各自治体が独自に作成された帳票となるため、検討にあたり、スムーズな検討や策 定のためには、指定都市にてレイアウト案等を準備いただくことが必要不可欠である。
3	<u>機能の追加・変更のうち、EUC機能を利用し対 応できるものや外付けシステムでの対応を想 定しているものについては、検討の対象外</u> とし ている。	介護保険システム標準仕様書【第2.1版】(本編)「第3章 機能・帳票要件 1. 機能・ 帳票要件「(3)一覧管理機能について」および「(4)EUC機能の要件について」にて、 標準仕様における一覧管理機能やEUC機能の考えや方針を記載している。
4	<u>実装区分を「○:標準オプション機能」から「◎: 実装必須機能」へ変更する要件のうち、指定都 市要件のみならず、中核市や特別区等の大規 模自治体でも使用する機能については、指定 都市要件としては検討の対象外</u> とする。	介護保険システム標準仕様書【第2.1版】(本編)第1章 本仕様書について 3. 本仕様書の内容「(1)標準化範囲内の類型」の「表1-3 類型の考え方」にて記載 しているとおり、「団体によっては、業務上の必要性が認められる／実装が望ましい」 要件に該当するため。 指定都市のみに該当する機能の場合は、指定都市要件として規定するか検討する。

3. 検討スケジュール

○ 指定都市要件検討分科会における検討は、原則、WEB+対面で行うこととし、スケジュールは以下としております。

No	分科会等	担当者/関係者	対応概要
1	準備	事務局	検討対象とする要件のみを記載した「指定都市要件検討一覧」を作成する。 ① 機能要件化が可能と考えられる要件は、素案内容を踏まえて、第3.0版案の機能要件を記載する。 ② 内容が不透明等の理由により機能要件化が難しい要件は、検討論点を記載する。
2	第1回分科会	構成員(指定都市、ベンダ)／事務局	○ 9月21日(木)までに、「指定都市要件検討一覧」、「第3.0版案」の検討資料を構成員・オブザーバへ送付 ○ 9月28日(木)13:30-15:00 (WEB+対面) 開催
3	対応案の確認①	構成員(指定都市、ベンダ)	○ 10月19日(木)17:30期限で、「指定都市要件検討一覧」、「第3.0版案」の検討資料を確認し、受入可否・コメントを記載し提出
4	意見集約/仕様書反映	事務局	○ 10月19日までの意見を「指定都市要件検討一覧」、「第3.0版案」に反映
5	対応案の確認②	構成員(指定都市、ベンダ)	○ 11月2日(木)までに、「指定都市要件検討一覧」、「第3.0版案」の検討資料を構成員・オブザーバへ送付 ○ 11月24日(金)17:30期限で、「指定都市要件検討一覧」、「第3.0版案」の検討資料を確認し、受入可否・コメントを記載し提出
6	意見集約/仕様書反映	事務局	○ 11月24日までの意見を「指定都市要件検討一覧」、「第3.0版案」に反映
7	第2回分科会	構成員(指定都市、ベンダ)／事務局	○ 12月14日(木)までに、「指定都市要件検討一覧」、「第3.0版案」の検討資料を構成員・オブザーバへ送付 ○ 12月21日(木)13:30-15:00 (WEB+対面) 開催 ○ 12月27日(水)17:30期限で意見があれば提出 ⇒意見反映した結果は、年明けに共有
8	—	—	標準仕様書【第3.0版】案にて、全国意見照会(R6.1.29～R6.2.9予定)を行う。

9

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

12

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

- 資料の送付
- 分科会の開催
- 意見の提出期限

4. 検討方法の考え方

○ 検討対象とした要件に対して、事務局が検討方針や第3.0版案を記載したものを検討のたたき台とします。

(介護保険) 指定都市要件検討分科会における検討要件一覧

デジタル庁 (事務局) 作業										デジタル庁 (素案)										事務局									
協議案管理番号	シート名	No	自治体名	意見の詳細	事業名	大項目	中項目	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考	協議後の判定区分	検討方針	標準仕様書(第3.0版)事務局案	本編	フロー	機能要件	レイアウト	大項目	機能要件	実装類型	要件の考え方・理由	備考(改版内容等)	適合基準日				
3	素案	319	大阪府大阪市	【1.2.マスタ管理機能】 国保中央会又は各都道府県国保連合会が管理する事業所情報をもとに全国統一の事業者マスタを作成する機能を追加したい。 【理由】 大阪府では、国保連合会から提供された大阪府内の事業者情報をもとに、登録した他府県の事業者をマスタで、誤入力防止や行政事務の効率化を図っている。この機能を標準仕様に組み込むことで他の保険者においても事業者への迅速な支払い、住民サービスの向上や、行政事務の効率化等の効果が期待できるため、標準仕様に組み込むべきである。	01.介護保険共通	1.介護保険	1.2.マスタ管理機能		【1.2.マスタ管理機能】 国保中央会又は各都道府県国保連合会が管理する事業所情報をもとに全国統一の事業者マスタを作成できること。	○	人口規模や大量処理のために必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化	再検討	素案に対する検討方針を記載 機能要件化が可能と考えられる要件の場合、第3.0版案の内容を記載															
4	素案	346	大阪府大阪市	【09.窓空き封筒・両面封筒(全般)】 1.6.2.に基づき、「宛先」と「問合せ先」の2つの窓空き封筒に対応させた場合であったとしても、各帳票レイアウト(09.介護保険 住所地特例適用・変更・終了届等)の調整(縮小等)により、1枚の帳票に収められるようにする必要がある。 【理由】 本市が「宛先」と「問合せ先」の2つの窓空き封筒を採用しているのは、郵便料金の割引を受けるためである。 2つの窓空き封筒に対応させたことにより、封入する帳票枚数が増え(1つの窓空き封筒に対応させた場合であれば1枚の帳票で収められていたものが、2つの窓空き封筒に対応させたことにより2枚になってし	01.介護保険共通	1.介護保険	1.6.窓空き封筒機能		【09.窓空き封筒・両面封筒(全般)】 1.6.2.に基づき、「宛先」と「問合せ先」の2つの窓空き封筒に対応させた場合であったとしても、各帳票レイアウト(09.介護保険 住所地特例適用・変更・終了届等)の調整(縮小等)により、1枚の帳票に収め出力することができること。	○	指定都市の制度上必要な機能	2023年3月、指定都市要件として詳細化	再検討																

意見集約 (1回目)

指定都市			ベンダ			事務局 対応方針
〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇社	〇〇社	〇〇社	
受入可否	コメント	受入可否	コメント	受入可否	コメント	

事務局案に対して、各構成員は受入可否(必須)やコメント(受入不可の場合は必須)を記入する。構成員の回答内容を踏まえて、事務局にて対応方針(内容によっては第3.0版案の修正内容)を記入し、再度、事務局案の修正版を確認し、事務局案の最終版を、第2回分科会にて提示し合意する。